

近世中期、松本藩領村々の占い文書

——多賀吉祥坊の年筮文書を中心に——

志 村 洋

はじめに

旧家で古文書調査をしていると、時に思いがけない史料に出くわすことがある。これから紹介する年筮関係文書もその一つである。年筮と言えば小正月に神社で一年の五穀豊凶を占う粥占（筒粥）の神事などがまず想起されるが、他方で、村々の旧家には、一年間の運勢や吉方・禁忌を書き記した文書史料も少なからず伝来する。もともとそうした年筮は陰陽師や修験者・暦師・神職など様々な職分の者によってなされてきたが、近世国家によって占考が陰陽師の職分として公認されると、年筮をはじめとする占考は陰陽師集団固有の職分のように意識されるようになった。

近世の陰陽師に関しては、すでに高埜利彦氏・林淳氏・梅田千尋氏らの研究によって⁽¹⁾、土御門家を頂点とした同職者集団のあり方や他の頭組織との競合関係などが明らかにされてきた。しかし、占いの史料そのものについては、非科学的であるためか、文献史学ではほとんど検討されてこなかった。むしろ、占いの習俗やその思想に関心を寄せてきたのは民俗学や暦学などの分野であり、一九九〇年代以降には「東方朔」や「大雑書」といった版本・写本類を題材にした新たな研究も登場している⁽²⁾。「東方朔」は貞享三（一六八六）年版行の『東方朔秘伝置文』を代表

とする一連の陰陽道書のことであり、各地にその写本が残されていることから、日常生活上の吉凶・俗信などを記した生活百科書である「大雑書」とともに、民衆世界における陰陽道知の伝播を物語るものとして注目されてきている。しかし、「東方朔」や「大雑書」、さらには頒暦の暦註などと、本稿で紹介する年筮文書とではその史料形態や記載内容で少なからぬ違いがある。そこで本稿では、従来ほとんど言及されることのなかった一紙物の古い文書である年筮文書について紹介してみたい。

一 文書の具体例

筆者がこれまでに松本藩地域で確認した年筮文書は、筑摩郡明科村（現安曇野市）関家、筑摩郡並柳村（現松本市）伊藤家、安曇郡上一本木村（現大町市）清水家の三家に伝来した史料である。松本藩は中信の安曇・筑摩両郡に一円所領を持つ六一〇万石の譜代藩であり、明科村・並柳村・上一本木村は南北に長い松本藩領の中部・南部・北部にそれぞれ位置する。まずはじめに明科村関家の「正徳六年当卦御占」から紹介しよう。

（一）明科村関家「正徳六年当卦御占」

正徳六年申ノ当卦御占

関七野右衛門尉

正月一日ノ次第、未申ニ向神ヲおがみて吉、丑寅ノ方へ枕ヲして吉、同此方ニ向正ぞくけしやうヲして吉、同此方々若水ヲ迎テ吉、辰ミニ向ひや酒ヲのミ始テ吉、朝ノゆわひハ辰ノ刻吉

一、守本尊大日、御日待吉

(正月) 吉 き人ノ前ヲ慎
火事ヲ慎
けんくわ口論ヲ慎
十二月 吉
公事沙汰ヲ慎
ぬす人ヲ慎

(三月) 吉 ちかき人二こゝろ
五月 悪
釜ノ俄ニなる事有ハ悪
ぬす人ヲ慎
四月 吉
ゆゑさず
火事ヲ慎
公事沙汰ヲ慎
牛馬ニ氣遣有

(六月) 吉 公事沙汰ヲ慎
八月 吉
うミ川ヲ慎
七月 吉
わづらいヲ慎
金物ヲ求テ吉
人二こゝろゆるさず
下人ニ氣遣有

(九月) 吉 公事沙汰ヲ慎
十一月 中
いんよくヲ慎
十月 吉
あやまちヲ慎
せいもんヲ慎
印判書物ニねんヲ入テ吉
四足ヲころして悪

一、丑 寅 辰ミ 酉 万事使日ニ吉

一、卯ノ方神參悪、同此方なきものヲ入テ悪

一、き人ノ前半吉 一、かう作吉

一、あきない吉 一、人二こゝろゆるさず

一、他国ヲ慎 一、くいちがいヲ慎

一、わづらいヲ慎

右は、筑摩郡明科村の関家に伝わる正徳六(一七二六)年の史料である⁽³⁾。関家は、寛文十二(一六七二)年から

享保十（一七二五）年までの間、代々、明科村を含む麻績組川手二三ヶ村を支配する組手代⁽⁴⁾の地位にあった家で、史料冒頭に名のある関七野右衛門は当時の当主である。

この年筮は、まず正月一日の吉方と守本尊を記した上で、正月から十二月までの各月の吉凶・禁忌を記している。本史料で特徴的なのは、十二月正月、三月四月、六月七月、九月十月というように、隣り合う二ヶ月が同じ占いになっていることと、「〴〵の方にて木を伐らず」や「〴〵に向かいて種まかず」などの、暦註では必ず登場する常套句が少ないことである。

周知の通り、伊勢暦をはじめとする頒暦では冒頭にその年の八将神や歳徳神・金神の方位などが記載され、それぞれの方角神に対応した禁忌が記される⁽⁵⁾。そして正月以下、月ごとの記事が続くことになるが、その月記事のなかに十二直や二十八宿などの考えにもとづく吉凶占いが日ごと⁽⁶⁾に述べられる。そうした禁忌や吉凶に関する暦註は、旅行、外出、葬礼・種蒔きなど土を動かす作業、結婚、棟上げ、移転、開業、裁縫、衣類裁断、訴訟、入学などに関するものが多い⁽⁶⁾。

それら暦註に見られる常套句に対して、本史料では「き人ノ前ヲ慎」や「ちかき人ニこゝろゆるさず」「けんくわ口論ヲ慎」「あやまちヲ慎」などの、日常生活上の心構えのような文言が多い。その年における一日ごとの吉凶を表している暦註に対して、この年筮では、月ごとの生活態度や留意点の指摘に重点が置かれているといえる。また暦の場合、月（節月）単位で吉凶を占うのは種々の暦註のなかでも主に十二直⁽⁷⁾になるが、その十二直では、隣り合う月（節月）の吉凶が本年筮のように全く同じになるということはない。この点でも、関家伝来の年筮は暦註的思想から一定の距離を置いていたといえるだろう。

さらに本年筮で注目したいのは、「公事沙汰ヲ慎」「下人ニ氣遣有」「牛馬ニ氣遣有」などの文言である。「公事沙汰ヲ慎」は前掲史料では二月、五月〜七月、十一月の計五ヶ月にわたって書かれており、関七野右衛門にとつていかに

公事沙汰が大事なことであったかが窺える。関家が歴任した組手代は、川手一三ヶ村と藩庁を媒介する現地の間支配機構であり、争論の調停者や当事者として各種の訴訟に関係する機会が多かった。また、この明科村の関家は、池田組池田町村の関家などとともに、戦国期から北安曇地域に勢力を張っていた地侍の系譜を引く地主であり、十七世紀半ばに至っても多数の門百姓を抱えていた⁽⁸⁾。史料が作成された十八世紀初頭においても、関家は下人や奉公人を用いた手作地経営を行っており、年筮の中の「下人二氣遣有」や「牛馬二氣遣有」といった文言は、当時の関家の農業経営形態に適合的な文言であったとすることができる。また、「き人ノ前ヲ慎」という文言も同様である。組手代として藩庁の郡方役人や廻村中の藩役人に面会することの多かった関家にとって、「き人ノ前」は常に配慮が必要な場であった。

関家に伝来した年筮には、川手一三ヶ村の組手代役を歴任し、多数の下人・奉公人を抱えて一定規模以上の手作地経営を行っていた関家にとって、「欲しい情報」が並んでいたといえる。

(2) 並柳村伊藤家「寛保三年御年筮」

〔^(口吉)寛保三 癸亥〕

御年筮

伊藤甚五兵衛殿

一、当卦廿四日御祈よし、五月六月引風の御用心、又者間違有、御用心よし、七八月半吉也、九十月あやまち有、くせつ有、御慎よし、十一月十二月半吉也

一、来卦天神廿五日御祈よし、未申方より生類ヲ不入、此方ハ慎よし、正二月半吉也、三四月御家内下二た、り月也

御内方さま

- 一、当年大日八日御祈よし、五月七月（食）よく違有、ちかしき方ニおとろき有、九月十一月引風の御用心
一、来年廿三日御祈よし、二月四月御いたミ有、た、り月也

代右衛門殿

- 一、当卦八幡十五日御祈よし、六七月（頭い）わつらい有、北ノ方御用心よし、八月十月あやまち有、御用心
一、来年三日月御祈よし、三四月五月友人ニ御氣遣よし

八五郎殿

- 一、当卦十七日御祈よし、七月九月悪月也
一、来年十三日御祈よし、六月八月十月悪月也

右之通御慎よし

亥ノ今月吉日

吉田頼母

めてたく候

次に紹介するのは筑摩郡並柳村の伊藤家に伝わる寛保三（一七四三）年の史料⁹⁾である。並柳村は松本藩出川組に属す享保期村高二三七石余の村で、伊藤家は同村の村役人であった。同家には右と同様の文書が元文四（一七三九）年から延享三（一七四六）年までにかけて六点伝来しているが、うち五点には作成者名が無く、前掲の寛保三年史料のみ名前が記されている。

その一連の年筮文書では、料紙の奥部分にある年月日記載がみな十二支十「今月吉日」という形で書かれており、端裏書から作成年代は理解できるものの、月日は明示されていない。また、伊藤甚五兵衛殿・御内方さま・代右衛門殿・八五郎殿というように、一通の史料のなかに家族と思われる者の運勢が連記されていること、さらには、それぞれの者について「当卦」と「来卦」に分けて記されていることも各文書で共通している。

右の諸特徴のうち、「当卦」と「来卦」が併記されているという点から、同家の年筮は二年間をワンセットに占っていたという理解が生じるかもしれない。しかし実際には、寛保二年〜寛保三年や延享元年〜延享三年のように、連続した年で年筮が残っており、二年一括の占考という理解は成り立たない。

この「当卦」・「来卦」の解釈はそれぞれに書かれた月の範囲を確認することで解決する。表1は、延享元（一七四四）年からの三年分について、史料中の「五月六月引風の御用心」などのように、特定の月について禁忌や用心事が書かれた箇所、最初月の部分と最後の部分を、「当卦」と「来卦」とで分けて整理した

ものである。表より、「当卦」では原則五月以降年末までの吉凶・禁忌が記されているのに対し、「来卦」では概ね正月以降四月（場合により五月）までの吉凶・禁忌が記されていることが明らかである。つまり、伊藤家の年筮は、原則五月にはじまり翌年四月に終わる形式をとっていたのであり、さらに言えば、史料上毎年「今月吉日」と書かれていた作成月とは、実際には各文書とも五月（あるいは四月）であったと推測される。

このような一年の途中から書き起こすタイプの年筮は、次掲の安曇郡上一本木村の清水家にも見出すことができ、小正月に神社で行われる年筮神事などとはかなり性格を異にしていたことが分かる。

御歳筮書付

清水武兵衛雅丈

一、当年乾卦八幡十五日御信心よし

六七月人馬下々二崇り月、九十月十二月御家内病なん事、別而御身二痛煩事ノ用心よし

近世中期、松本藩領村々の占い文書

表1 御年筮月別占い記事の記載範囲

年	名前	当卦	来卦
延享元年	甚五兵衛 御内方 代右衛門 八五郎	5月～12月	正月～4月
		6月～12月	2月～5月
		5月～9月	2月～5月
		6月～10月	3月～5月
延享2年	甚五兵衛 御内方 代右衛門 八五郎	4月～12月	正月～4月
		5月～10月	2月～3月
		5月～11月	正月～2月
		4月～8月	
延享3年	甚五兵衛 御内方 代右衛門	5月～12月	正月～4月
		5月～10月	2月～3月
		5月～12月	2月～3月

(註) 伊藤直彦氏所蔵文書写真 (松本市文書館蔵) より作成。

一、来年兌卦三日月御信心よし

酉ノ方万ニよし、子ノ方々生物不入、此方万ニあし、正月三四月ちかしき人二万御油断あし

御内方さま

一、当六七月八月おどろき事御用心よし

十月十一月あく月^(悪)

一、来年八幡十五日御信心よし

二月四五月はやり煩ノ用心よし

平兵衛殿

一、当七八月怪我事ノ用心よし

十月十一月わづらひ事

一、来年八幡十五日御信心よし

三四月万ニあし

未五月十五日

松田若狭「」

この清水家の「御歳筮」⁽⁸⁾は武兵衛・平兵衛という名前から判断して十七世紀末頃から十八世紀前半頃のものとして推定される。史料中の「乾」と「兌」は八卦を構成する形象のことである。前掲伊藤家の史料と同様に、各月の運勢が「当年」と「来年」にまたがって記されており、史料末尾の記載からも本史料が五月十五日の作成であることが分かる。さらには、御内方さま・平兵衛殿という武兵衛家族の運勢も記されており、この点も伊藤家の年筮と共通する。これと同形式の年筮は清水家文書のなかにもう一点存在しており、その史料の末尾には「其外為御子共衆二廿三夜月神御信心よし」とも記されている。これらの年筮は、暦註のような万民に向けた一般的な占いでもなければ、ただ単

にその家の運勢を占ったものでもない。戸主を筆頭とした家族それぞれの運勢が語られているのであり、ここに近世の年筮文書の大きな特徴——特定の個人に関する占いであるということ——を見て取ることができる。

では、四人の運勢を記した伊藤家の年筮には内容上どのような傾向が見られるだろうか。表2からは次の点を指摘できるだろう。

第一に、当然のことではあるが、戸主の甚五兵衛に関しては、家族の中で最も多くの吉凶や禁忌が書かれていることを指摘できる。「あやまち」「病難」「口舌」「御公用に間違い」「書物に間違い」などは甚五兵衛個人についての占文と言えようが、「家内人馬にたたり」「生物不求」「家内火の元・うせ物」などは家全体についてのものである。占い文書の戸主の項では、戸主個人

表2 伊藤家の年筮にみえる用心事・禁忌の例

伊藤 甚五兵衛殿	(元文4年) 家内病難、田畑書物に間違い、そん、近敷人に御油断、火の元ご用心、生物を不入、口舌、家内人馬にたたり／(寛保2年) 病難、病人に見廻り悪、御公用に間違い、家内火の元・うせ物、生類を不求、口舌、書物に間違い、家内に物言／(寛保3年) 引風御用心、あやまち、口舌、生類を不入、御家内下にたたり月／(延享元年) あやまち、口舌、間違い、病難、生類不求／(延享2年) 口舌・間違、病難、損失、下に災難、生類不入、馬人にたたり／(延享3年) 口舌、あやまち、家内にうせ物、公用に間違、御病難、遠道夜路悪、生類不入
御内方さま	(元文4年) わづらい、近敷人に驚き、いたみ、引風御用心／(寛保2年) わづらい、ちかき方に病人、いたみ、血の方の煩い、眼病／(寛保3年) 食違い、近き方に驚き、引風の御用心、いたみ／(延享元年) ふけさめ煩、食事に御心付、いたみ、ちかき方に驚き、わづらい／(延享2年) ふけさめ御用心、いたみ、眼病、ちかき方に驚き／(延享3年) ふけさめ煩い、ちかき方に驚き、食事に御用心
代右衛門殿	(元文4年) あやまち、不食ご用心、友人に御油断／(寛保2年) あやまち、物言、近き人に御油断、市町に御用心、友人に御気遣／(寛保3年) わづらい、あやまち、友人に御気遣い／(延享元年) あやまち、人に気遣い、口舌、そん／(延享2年) あやまち、口舌／(延享3年) 御病難、そん、友人に御油断悪、あやまち
八五郎殿	(元文4年) あやまち／(寛保2年) たたり月

(註) 伊藤直彦氏所蔵文書写真 353～358 (松本市文書館蔵) より作成。文言は適宜現代仮名づかいに直した。

と家全体に関する占いが記されているといえる。

第二に、その逆として、御内方・代右衛門・八五郎に関しては、各人に関わる吉凶・禁忌だけが書かれている。たとえば、御内方については、「わづらい」「いたみ」「血の方」「ふけさめ」「眼病」など、女性特有の病を含めた健康に関わることが主であり、「家内病難」や「家内にうせ物」といった家族全体に関する文言は見られない。同様に、代右衛門に関する占いも個人の生活に関わる禁忌や用心事で終始している。代右衛門は家督相続以前の若者であったのだろうか、「友人ニ御ゆだん悪し」「市町御用心よし」「不食の御用心」といった若者に関わるような文言が目につく。また、次三男もしくは孫と推測される八五郎に関しては、占いの文言が最も簡素かつ淡泊になっており、延享三年の年筮に至っては八五郎の名すら無くなっている。

このように、伊藤家の年筮では、占いの対象となる家族それぞれの特徴——戸主か否か、性別、年齢など——に応じて、各々にふさわしい禁忌や用心事が書かれていたと考えられる。関家の例と同様に、年筮中の文言は受け取り手である且家の状況に適合的なものになるよう配慮されていたといえる。また、実際に誰の運勢をみてもらうのかは且家からの求めで変化したであろうから、年筮文書に記された名前や吉凶文言には、その家ごとの身内意識——誰までを身内と考えていたのか——や、その時々々の気がかりな事柄が反映されていたと考えるべきであろう。

(3) 上二本木村清水家「元禄拾一年之八卦」^{四)}

元禄拾一年之八卦

平右衛門様

一、当卦守本尊せ^(勢至菩薩)いしほさつ廿三日、不寄何事ニ高位成人に御きづかい、又目高成人に俄事うれい事御用心、未申・丑寅ニ而そんりやう、盗人、くぜつ^(口舌)、此方万御用心、又従家西か北、丑寅ニ当り田畑ます事可有、へりてハわろし、しん^(信心)有ハ家ニたからをもとむる身ニしゆつせ有年也、無しん^(出世)ニてハ宝をうしなふとゆふと

しなり

- 一、戌亥乃方へやまひ事(病)みまわす、丑寅の方より生類いれす、みなミの方にて竹木をきらす
- 一、御つかい日ハうの日、とりの日万ニよし、きらい日(甲寅)きのへ(庚申)とら、かのへさるわろし
- 一、三四月万ニ吉、五月も吉、六七月ぬす人、そんりやう、ものゆい事(物言)ニ御用心
- 一、八月万ニ吉、九月も吉、十月霜月(風邪)かせのわすらい、しよくせう(食傷)ニ用心、下人ニ御用心
- 一、十二月火事、口合、請合御用心
- 一、つくり(作り)くさ(草)、わせ方・をく方よし、

寅ノ三月吉日

多賀

吉祥坊

松川組上二本木村の清水家には、前に紹介したような当卦+来卦型の年筮のほかに、当卦のみ(二年限り)の年筮も伝わっている。右の史料がそのタイプであり、作成者は「多賀吉祥坊」あるいは「多賀吉祥院」と記されている。吉祥坊(院)の手による年筮は、元禄七(一六九四)年から正徳二(一七一一)年まで計一四点存在し、作成月は二月ないし三月と記されている。この一四点の史料から明らかになる吉祥坊の年筮の特徴は次の通りである(表3)。

第一に、いずれも宛名は平右衛門様(殿)となっており、平右衛門の生年の干支(寅年)に基づいて占われていることが挙げられる。生年の干支で占考することは「大雑書」など他の占い書でもよくみられることである。

第二に、書式としては、冒頭に千手観音や虚空蔵菩薩などその年の守本尊が記され、それに続いて、方角ごとの吉凶や用心事が記されていることを指摘できる。方角に関する吉凶や禁忌は「病事見舞わず」「木を切らず」「生類求めず」「口舌」「あやまち」などの類いが中心であり、伊勢暦の方角占いと比較すると共通する内容は少ない。元禄十二(十四年)を例に取ってみれば、年筮と伊勢暦とで共通する禁忌は「木を切らず」「畜類(生類)求めず」だけであり、しかもその方角はいずれも伊勢暦のそれとは違った方角になっている(表4)。吉祥坊の年筮と伊勢暦とでは占文の

表 3 吉祥坊年鑑の記載内容

作成年月	守本尊	方角占	使日/曜日	主な用心事・吉凶	つくり くさ	信心仏 日待等
元禄7年 3月	八幡 生類不來、くね木不伐	實人に越外用心、病氣不見舞、 生類不來、くね木不伐	子/丙辰、 戊戌	「出家ニ付きつかい有年」「馬屋ニ付御用心」「手形・書物ニ諸事撰ム」「風病ニ御用心」「旅人・出家ニ付御用心、宿をせす」「盗人そんりやう」「くぜつ」「年中御子共下人付御きつかい」	早せ、 中で	八幡
元禄8年 2月	千手観 不切、生類不來	造作に望前、煩事事事撰、大木 不切、生類不來	巳、亥/ 丁丑、癸未	「造作ニ望有年」「山林ニ付費人よりなんざ」「家ニふるきねんき有ハ能とむらぶて吉」「下人ニ 付そんりやうの望人ニ御用心」「旅人ニ心ゆるさぬ年」「りようしなる事御きつかい」	中田、 中で	諏訪
(元禄9年 2月)	虚空藏 苦薩	求、煩事不見舞、くね木不切	巳丑、丁未	「下人ニ付商の望人」「高神有ハ參詣故成てよし」「盗人そん番」「手形、書物、くぜつ、そんぼ ん」「火事」「馬屋ニ御きつかい」「食祟、風病ニ氣遣」	中で、 おくて	観音
(元禄10 年2月)	普賢菩薩 苦薩	物言事、盗人掛料、病不見舞、 生類不來、くね木不切	卯、子、午 /丙辰、 戊戌	「目下なるものそんりやう」「せせう事望ハかのふ」「大木を不切」「ぬす人そんりやう馬屋ニ 御用心」「火事用心」	おくて	諏訪、 愛宕
元禄11 年3月	勢至菩薩 苦薩	盗人掛料口舌、田畑増さ、病不 見舞、生類不來、竹木不伐	卯、酉/ 申、庚申	「高位成人ニ御きつかい」「目高成人ニ彼事うれい事御用心」「ぬす人、そんりやう、ものゆい 事御用心」「かぜのわすらい、しよくせうニ御用心」「下人ニ御用心」	わせ、 をく	
元禄12 年2月	大日如 來	口舌事、河渡り用心、目高人ニ 氣遣、手形紙文御用心、屋敷 くね木不切、生類不來	午、辰/ 乙卯、辛酉	「家來ニ御用心」「費人よりわさわわいニ御氣遣有」「そんぼん」「さいしニ付御用心」「かぜ、し よくせう」「家來迄ニはるりわすらい御用心」「實人ニ向訴訟事御座候ハ、御用心」		
元禄13 年2月	不動明 王	口舌、病事不見舞、生類不來	申、亥/ 甲子、丙午	「火事御用心」「田畑金子ニ付御用心」「口舌事」「くぜつ、そんりやう又ハいたみのわすらい」 「御方成人ニ万事御きつかい」「下人目下ニ付御そんりやう御用心」	早田、 甲田	うぶす な
元禄14 年3月	阿弥、八 幡	實人ニ向訴訟事、病事不見舞、 大木さらず、生類不來	子、寅/ 丙辰、戊戌	「御事御用心」「御目下ニ当り馬屋か下人ニそん有」「下人之内ニあしきもの有」「くぜつ、そん りやう、ものゆい御用心」「目下ニそん、ぬす人御きつかい」	わせ、 中で	
元禄15 年3月	千手觀 音	生類不來、くね木不切	巳、亥/ 丁丑、癸未	「親方成人ニゆいれい事御用心」「普請之心損忽被成てよし」「ふるき証文ニ少出入有」「費人ニ慮 外御用心」「けんぞく彼にあやまち、そんりやうニ御用心」「かぜ、しよくせう用心」「御事、 あやまち、いたみ」「下人ニ御そんりやう御用心」	よし	十七夜 観音
元禄16 年2月	虚空藏 菩薩	病事不見舞、生類不來、くね木 不切	申、酉/ 丁未	「ものゆい事ニ御用心」「むまやどちのものとニ御やうちん」「私の事ニ望有年」「費人ニ頼も有」 「かうちのうのどけ、あやまち、火事」「むまやニ付御やうちん」「はやりわすらいニ御きつかい」	おそき もの	十三夜
元禄17 年3月	文殊菩薩 不切	普請望有、人と口舌事、煩、生 類不來、木を不切	子、午/ 乙卯、辛酉	「家來ニそん事」「公にむつかしき苦勞有年」「風、しよくせう、ものゆい事」「親方が費人ニ付 よらぶ御きつかい」「公儀前歲前二にて勘定遣又ハそんりやう」「目下ニ付御きつかい」	中で	諏訪
宝永5年 2月	宝永不動明 王	悪い事用心、屋敷木をさらず、 生類不來	甲子、丙午	「商売仕合能年」「家來ニ付御やうちん」「仏之事御心掛有ハ被成てよし」「商売事よし」「くぜ つ」「むし、しよくせうニ御用心」「家來ニそん事御用心」		
宝永8年 3月	虚空藏 菩薩	煩事みまわす、生類不來、竹木 を不切	申、酉/ 巳丑、丁未	「しよもつ、はれもの、痛のわすらいニ御用心」「金銀証文手形ニものゆい事出来」「寺社之事 ニ論事、何ニでも御用心」「あやまち、俄事ニ御用心」「かうちのうのどけ、馬屋火事ニ御用心」	おそき もの	
正徳2年 文殊菩薩	俄事、あやまち、煩事用心、く ね木不切、生類不來	子、午/ 乙卯、辛酉	「目下ニ苦勞有年」「しよもつ、はれもの、いたみ御用心」「商事ニ望有」「しよくせつ、くぜ つ」「家内御家來中ニにし、未申の方あやまち、いたみニ御用心」「御公儀前二にてわさわわい御 心」	中で		

(註) 長野県立歴史館蔵「大町市清水家文書」より作成。

表4 伊勢暦と年筮における方角占いの異同

内容	元禄 12 年		元禄 13 年		元禄 14 年	
	伊勢暦	年筮	伊勢暦	年筮	伊勢暦	年筮
木を切らず	卯	未申	卯		巳	戌亥
産をせず	丑		寅		卯	
種蒔かず	子		辰		申	
移徙せず	酉		戌		亥	
船乗り始め	酉		戌		亥	
嫁取りせず	戌		未		辰	
弓始め良し	未		辰		丑	
畜類求めず	丑	東 (卯)	戌	北 (子)	未	辰巳
病見舞わず				丑寅		南、未申

(註) 長野県立歴史館蔵「大町市清水家文書」より作成。

選定根拠（典拠）が異なっていたと考えられる。

第三に、年ごとに、遣い日（吉日）と嫌い日（凶日）が干支で示されている。遣い日は、子の日から亥の日までの一二種のなかから二つ程度が選定され、嫌い日の場合は六〇干支のなかから二つほど選ばれている。年ごとに決まった遣い日と嫌い日を示す方式は、伊勢暦などには見られない、本年筮独自のスタイルである。

第四に、年筮の後半部分には一ヶ月ごとの吉凶や用心事が記されている。個々の用心事を見ていくと、五月頃から夏季にかけて「かうちうのとけ」や「はやりわすらい」、^{（口舌）}「しよくせう」といった病気・健康関連の用心事が目立つが、「くぜつ」^{（口舌）}など特に季節的な

特徴がないものもある。また季節を問わないものとして、「下人ニ御用心」「家来ニそん事御用心」などの、家内奉公人や下人への注意を喚起する文言が度々書かれており、「高位成人」や「貴人」などに対する気遣いの必要性も度々説かれている。さらには「公儀前蔵前ニて勘定違又ハそんりやう」や「御公儀前ニてわざわい御用心」といった文言もあり、本年筮は組手代役や村庄屋役を歴任した清水家のプロフィールに適合的な内容になっていたといえる。

第五に、年ごとに作占いとしての「つくりぐさ」^{（作り草）}が、早稲・中稲・晩稲の三種類で示されていることが挙げられる。これは当時の清

水家にとつて作付稲の種類選定が重要な関心事であったことを推測させる。もし清水家が小作人からの定額小作料収入に経営の重点を置く質地地主であったならば、清水家にとつて「つくりぐさ」の選択は大きな関心事とはならない。十七世紀の信州農村では手作地経営が広範に存在していたとされるが、慶安期の所持反別が六町三反を超える村随一の大地主であった清水家も相当な規模で手作経営を行っていたと考えられる。「つくりぐさ」の占文を毎年年筮に記した吉祥坊は、手作地主的性格を色濃く持つ清水家のリクエストに応えて、かかる占文を書き残したと考えられる。

第六に、曆註での「木を切らず」に相当する占文として、しばしば「くね木」を切らずといった表現が用いられている。「くね木」とは、屋敷の廻りに植えた屋敷林や防風林を意味する言葉で、おもに信越地方や日向地方で用いられる方言である¹³⁾。「くね木」は近畿地方や中国地方などでは通常用いられない言葉であり、多賀吉祥坊の年筮は受け取り手の住む土地の言葉に合わせて書かれていたことが分かる。

ところで、吉祥坊の年筮の中には、「(訴訟)せう事望ハかのふ」(元禄十年)、「貴人ニ向訴訟事御座候ハ、御用心」(元禄十二年)などの文言が散見されるが、清水家文書の他の文書のなかには、訴訟の好適日だけを摘記した次のような単一テーマの占い文もある。

覚¹⁴⁾

一、御詔詔日吉日、殊に書文定日、三月十三日、廿四日五日、外二五月廿五日、又ハ六月八日ヲ吉日と御心得可有候

こうした訴訟好適日について、例えば近世の日常生活百科である「大雑書」では、「公事さたに吉日の事、正月とり、二月さる、三月ひつし」などのように、月ごとに十二支で日撰びしている¹⁵⁾。清水家の占い文書は、「大雑書」に比べてより具体的な日撰びであったといえる。清水家が訴訟以外の個々の案件に關しても具体的な占いを占者に求

めていたことが想像されよう。

以上のように、多賀吉祥坊が清水家に残した年筮は、関家や伊藤家の年筮と同じように、清水家の社会的地位や個別経営状態といった受け手側の立場や状況に応じた形で書かれていたといえる。不特定多数向けの頒暦や板本の「東方朔」「大雑書」などと違って、地域の旧家に残された年筮は、その家やその個人だけを対象にして書かれたものである。年筮の作成者（占者）と受取手（旦那）との間には、直接的であれ間接的であれ、占考の前提としての双方向の対話が存在したと考えられる。こうした点こそが近世社会にあまたある卜占書の類いに対する年筮文書の独自性であり、この点を抜きにして家や地域社会に残された年筮の意味は理解できないだろう。

二 占者と旦那

前章では中信農村の三家に伝来した年筮文書について具体例を挙げて紹介してきた。では、それぞれの年筮の作成者はどういった素性の者であったろうか。また、受け取り手の側はどのような受けとめ方をしていたのであるうか。本章ではこの点について考えたい。

（1）年筮の作成者

まず作成者について。関家の年筮に関しては全く手掛かりがないが、他の史料に関しては、吉田頼母や松田若狭、多賀吉祥坊といった名前が記されている。手始めに松本藩領の地方文書から分かることを挙げると次の通りである。

松本藩領では宝永期と享保期に領内の組06ごとに諸色差出帳が作成されており、それによって領内各村の主要な寺社や宗教者の名を知ることができる。試みに、伊藤家の居村が属した出川組について、宝永六（一七〇九）年の「出

川組高辻并諸色差出帳」で組内村々の宗教者名を確認すると表5の通りである。表に明らかのように、吉田頼母の名前は発見できず、一七年後の享保十一（一七二六）年の指出帳においても吉田頼母の名は確認できない¹⁷⁾。同様の方法で前出の松田若狭について、上一本木村の属す松川組の享保十一年「高辻并諸色指出帳」¹⁸⁾から探してみると、松田若狭の名前も確認できない。吉田頼母や松田若狭は出川組や松川組の者ではなく、おそらく領内他組の者でもなかったであろう。当地に廻檀してきた他領の陰陽師や修験、もしくは他領の神職などであった可能性が高い。

領外に目を移すと、寛延・宝暦期に京都土御門家に参殿・通信した諸国宗教者のなかに吉田頼母という人物がいた。梅田千尋氏の研究によれば、吉田頼母は、尾張国横須賀村の陰陽師小頭山田讃岐らとともに、尾張国陰陽師六人のうちの一人として挙げられた人物である¹⁹⁾。また、時期はかなり下るが、幕末三河の国学者羽田野敬雄の五十賀を記念した「羽田野敬雄五十賀屏風姓名録」という史料には、「尾張横須賀、吉田頼母亮成式」という名前が見られる²⁰⁾。この吉田頼母亮成式と寛延・宝暦期の吉田頼母とは年代からみて当然別人ではあるが、親族である可能性が高い。尾張国横須賀村は陰陽師の集住する村としてよく知られる村であり、十八世紀半ばに信州並柳村に残された年筈はこの尾張の陰陽師吉田頼母が置いていったものと考えるのが妥当である。

表5 宝永6年出川組の寺社・宗教者

場所	名前
並柳村	醫眼寺（真言宗牛伏寺末）
平田村	念称寺（浄土宗知恩院末）
神戸村	長松寺（禅宗長国寺末）
二子村	慶林寺（浄土宗浄林寺末）
二子村	長福寺（浄土宗慶林寺末）
下神林村	長久寺（禅宗大昌寺末）
上神林村	福王寺（真言宗若沢寺末）
梶海渡村	正山寺（禅宗長久寺末）
出川町	禰宜宮嶋
神戸村	禰宜市之進
二子村	禰宜右京
上神林村	禰宜鞆負
平田村	山伏法学
二子村	山伏不動院
出川町	湯殿行人龍王海
二子村	湯殿行人養法院
出川町	禅宗道心一周
上神林村	禅宗道心禅入
水代村	浄土宗道心見照

（註）中田裕基氏所蔵文書写真29号（松本市文書館蔵）より作成。

一方、松田若狭については、正徳期に信州飯田藩領の鳩ヶ嶺八幡宮神主に松田若狭という人物がおり、神宮寺別当との間で山林樹木伐採を巡る争論を起したことが知られている²⁰⁾。鳩ヶ嶺八幡宮のある下伊那地域と中信の松本地域は伊那街道で結ばれ、多くの人々の往来があった。伊那谷の神主による年筮が松本領北安曇の一農村に伝わっていたことは十分に考えられることである。

つまり、伊藤家文書中の吉田頼母は尾張国横須賀村の陰陽師であった可能性が高く、清水家文書中の松田若狭は伊那郡の神職であった可能性が高い。彼らは、十八世紀前期の頃には毎年五月頃に松本藩領の農村を訪れ、檀那の家々に年筮を置いていたのである。

それでは、多賀吉祥坊はどうであろうか。多賀とあるからには近江国犬上郡にある多賀大社の坊人か諸国の配下宗教者であった可能性が高い。そこでまずは、享保九（一七二四）年の松本藩撰地誌である「信府統記」によって松本領内の多賀を冠する寺社を探すと、唯一、出川組の出川町に「多賀大明神」という記載が見られる。同書では、「社地（南北二十間東西十三間）舞屋（二間三間）江州多賀勸請年曆知レズ」（註・へ）内は割書」と記され、比較的小規模の社地があったことが知られる²¹⁾。しかし、この多賀大明神は、宝永六（一七〇九）年の諸色差出帳には一切記載されておらず、別当寺などもない。吉祥坊を出川の者と断定することは不可能である。

他方で、近江側の史料には次のような記事を見出すことができる。

○ 寺請状之事

一、丹後中郡三重組之内明田村二居申候吉祥坊弟子共二代々真言宗にて、当寺旦那二紛無御座候、若他所より吉利支丹と申訴人御座候者、何時成共拙僧罷出急度可申分候、為後日宗旨請状仍如件

延宝貳年寅四月十五日

甲賀深川浄福寺

地藏院書判

観音院様御内

宗仁坊老

右は多賀大社の「多賀観音院古記録卷一」に収録された史料である²³。古来、延命長寿の神として信仰される多賀大社では、別当寺として、本願の不動院を中心に般若院・成就院・観音院の四院（坊）が存在し、その四院が大社の修造と勧進を引き請けていた。各坊にはそれぞれ坊人——同宿輩・与力とも——といわれる下級の社僧が隸属し、各地で勧進活動を行っていた。坊人らは修験系の勧進聖であり、一坊におよそ四・五〇人程存在したと言われる。彼らは、神札を各地で配りながら師檀の契約を結び、講を開き、神影・曼荼羅を掲げて神徳を説き、祈禱を行ったり、参詣者の宿坊の世話なども行った。彼らは代々本拠を本社から離れた近江国内の甲賀郡や蒲生郡内に持ち、池田・塩野・磯尾・龍法師・万・野尻・新宮・大原・市ノ瀬等の組を形成していたとされる²⁴。

右の史料は、その四院のうちの観音院に対して、延宝二（一六七四）年に甲賀郡深川の浄福寺子院が出した寺請状である。史料には「丹後中郡三重組之内明田村二居申候吉祥坊弟子共」と書かれており、延宝二年段階で多賀大社の坊人たる吉祥坊とその弟子が丹後国中郡（現京都府京丹后市）で活動していたことが分かる。この史料より、清水家文書中の多賀吉祥坊とは多賀大社観音院配下の坊人であった可能性が浮上する。

信濃国内の多賀坊人の活動に関しては、古いところでは、正保四（一六四七）年に甲賀郡野尻村の越中という坊人が多賀の観音院に提出した託手形が残っている。それによれば、越中らが観音院に数年間の無沙汰をした結果、「我等住国仕候信濃辺御吟味」を受け、国許に召還された上で、「此上ハ多賀之御札守牛王亦ハ明神様御名をかり、旦那巡其外勧進以下迄も仕間敷」ことを誓約させられている²⁵。吉祥坊も元禄期頃には越中のように信濃辺に活動場所を移し、守札や牛王宝印²⁶などを持参して勧進活動を行い、時に旦那の求めに応じて占いを行っていたのではないだろうか。

また、松本藩領に関わる所では、貞享三（一六八六）年に安曇郡稲核村の旦那を巡って甲賀郡大原中村の坊人寶重が同郷の坊人善教を多賀大社の観音院に訴えた争論史料が残っている。相手方の善教は、稲核村の旦那所を本寺の裁定で折半したにも関わらず、依然「札入」していると寶重に糾弾されるのは不当であるとし、「稲核村庄や市左衛門娘私ニ祈禱誂申ニ付而平産之祈禱仕候、此市左衛門義寶重旦那分之二義ニ候へハ、札遣申義如何ニ奉存、宗仁坊へ御理り申上、御指図ニまかせ、壹年迄祈禱之札遣申候御事」と述べ、「拙者旦那分拾軒迄兩年札くはり申候、少も自余へハ入不申候」と主張している²⁰⁾。この争論からは、坊人は予め決められた旦那場内での配札だけが認められていたこと、また、他の坊人の旦那であつても私的に祈禱を依頼された場合は例外的に応じたことが分かる。配札の権利と祈禱引請とが切り離されて考えられていたことが明らかであり、旦那としては持ち場の坊人以外に祈禱を依頼することがあつたことも興味深い。

以上のように、信州の村々には多賀大社の四院に属す坊人が勧進に訪れており、配札などのかたわら祈禱や占考を行っていたと考えられる。なかには本寺への上納金などを怠つて現地に「住国」する坊人もいたように、別当寺―坊人間の支配関係は必ずしも強固ではなく、別当寺の諸国勧進は地方に在住する聖・修験の既存秩序に依存する面もあつたと考えられる²¹⁾。多賀大社の坊人は修験系の勧進聖であり、神札の配賦と薬や延命酒など種々の土産物によつて多賀信仰の拡大に努めていたが、旦那の求めに応じて祈禱や占いも行っていたのである。

（2）地域社会の反応

本稿の最後に、年筮や多賀坊人に関する地域社会や旦那側の受け止め方について簡単に触れておきたい。現地での受容のされ方は当該家の日記などが残っていれば分かりやすいが、あいにく伝存する年筮の年代に当たる時期の私日記は三家ともに残されていない²²⁾。あえて挙げるならば、次の享保十六（一七三一）年の明科村関家の日記である²³⁾。

儀左衛門申候ハ、此儀尔今おち文五右衛門も咄し不申候、此金子之儀ハ去戌極月きとう代之金子ニ而御座候、此
 訳ヶハ世倅儀十事、去冬多加坊潮村手紙被遣候ハ、儀十二才ノ年儀左衛門先妻頼ニ而多加ニ而一代うらないた
 し遣候、其節書付ニ委細申遣候、当戌ノ極月亥日煩付何之日とやらんニ而相果候由、依之多加ニ而きとういたし
 候へ者金子式拾両入候間、中々式拾両之金子出候儀ハ罷成間敷候間、直統軒と相談仕候而見候様ニ被申候ニ付、
 (中略) よく日直統軒被申候ニ付、右様子咄候へハ、毎度初而保高二而あい候時分ニ其訳見へ候ニ付、儀十儀我
 等申請、夫々尔今夜ノ丑ノ刻ハ我等相勤、朝五つハしかすいせうを頼相勤申、成程左様ニ候間きとういたし可申
 と被申候、儀左衛門申候ハ、金子入レ候儀ハ不罷成候間、もの入不申候様ニ被成被下候様ニ申候、夫々きとうい
 たし、中は過キニ池田組滝沢村衾き神大夫頼候様ニと申候ニ付、人遣候而頼申候、それ前ハ儀左衛門を座敷へ入
 不申、きとう仕廻候而直統軒罷帰リ候節、座敷へ儀左衛門よひ候、金子式拾式両入候由被申候

右は享保十六年十二月二十三日の日記である。この日朝早く関儀左衛門宅に直統軒という者が訪れ、前年暮の祈禱
 料の支払いについて談判に及んだ。直統軒は多賀坊の弟子もしくは縁のある宗教者と考えられ、前年暮の祈禱とは、
 儀左衛門の倅儀十に關する長命祈禱のことであつた。史料によれば、①多賀坊が前年冬に隣村の潮村に手紙を遣わ
 し、「儀十が二歳の時に先妻の依頼で多賀で一代占いをしたところ、当戌(享保十五年)の十二月に病死する託宣が
 出た。多賀で祈禱したならば二〇両かかるので、直統軒と相談してみよう」と言ってきたこと、②直統軒はその祈禱
 依頼を受けて儀左衛門宅で祈禱を実施したが、反対に二二両の金額を請求したこと、③実際の祈禱は直統軒らに加え
 て地元の民間宗教者が分担する形で行われたことなどが分かる。なお、前年暮に行われた祈禱は、同家日記の享保十
 六年七月四日条に、「多賀法印御出、当年ハ御弟子御同道、享保十六去冬御きとうのわけ段々申候得者、此方之儀毛頭せもつ
 申請へく存寄ニ而無御座候、左様も候ハ、其節貴様と相談も可仕候へ共、其存寄無之候ニ付、相談なしニ御きとうい
 たし候と御申被成候而、御返り被成候」とあることから、多賀坊自身は無報酬のつもりであつたことが分かる。当

時、多賀大社の永代寿命講に必要な施物の金額はせいぜい一、二両であり、祈禱料の二〇両は法外とも言える金額であった。それ故か、儀左衛門は金銭を要求する直統軒に対して、「何共不得其意候、金銀つく二而人之いのちたすかり申候ハ、上々様ニハ御死去と申儀有之間敷候」などと言っている。

このように、松本地方でも多賀の坊人が多賀大社との媒介役を果たし、現地での祈禱に一役買っていたことが分かる。しかし、地域の側は坊人の宗教行為を無条件に歓迎していたわけでは無く、地元の民間宗教者が提供する種々の祈禱などとの関わりの中で取捨選択していた。地域の且家の側でも、信仰の厚薄が当然ではあるが、あったのである。では、多賀社を篤く信仰した家の例として⁸⁰、最後に、清水家伝来の占い文書から窺えることを一点紹介しよう。既に前章において吉祥坊の年笠には頒暦の暦註や「大雑書」などとは異なる点があることをいくつか指摘してきたが、伊勢暦との関係では、さらに次のようなことも指摘できる。

吉日巳ノ日、亥ノ日

悪日(丁丑)ひのとのうし、みつ(癸未)のとのひつじ

西方方生類不入

北之方方而くね木ききらす

十七夜(信心)しんくく申てよし

右は、元禄十五（一七〇二）年伊勢暦⁸¹の端裏部分に書き込まれた墨書である。清水家文書の中には寛文期以降の伊勢暦が多数残されているが、右のような端裏書は他の年度の暦でもよく見られる。

ところで、この端裏書の三行目・四行目の文言に対して、伊勢暦表面の冒頭に板刻された方角占では、「へうひたつの方(畜類)（むかひて大小へんせす、ちくるいをもとめず）」、「大(太歳)さいむまの方(午)（此方二むかひて万よし、但木をきらす）」（註：へ内は割書）と書かれている。すなわち、伊勢暦の本文では、「畜類求めず」は辰の方角（東南東）

に、「木を切らず」は午の方角（南）に指定されているのだが、右の端裏書の内容はこれらと全く相違しているのである。次を見てみよう。

一、^{（第2巻）}御つかい日、巳の日・いの日よろす二よし、きらい日、ひのとのうし・みつのとのひつじ、西の方より生類不

入、北の方にてくね木を不切

一、^{（第8巻）}御しんく二御十七夜くわんおん参詣よし

これは同じ元禄十五年の吉祥坊年筮に書かれた第二条と第八条である。明らかのように、「生類」と「くね木」の方角は暦の端裏書と一致しており、遣日（吉日）・嫌日（悪日）や月待日も端裏書の内容と一致している。前記の端裏書はこの年筮の記事を転記したものと断定することができる。

となると、次なる問題は端裏書は誰の手によるものかということになる。素直に考えれば、清水家の者が吉祥坊となろう。仮にその加筆が吉祥坊によるものならば、吉祥坊は暦と年筮両方の授受に同時に関わっていたということになる。しかし本稿では、両史料の筆跡の違い（写真）から、吉祥坊以外の者、すなわち清水家自身の手によるものと考えたい。またこの推測が正しければ、清水家がわざわざ暦の端裏に年筮の内容を写したことの意味も見えてくる。

前章で述べたように、年筮文書は受け手側の個人的な事情や関心に寄り添って書かれたと考えられる。年筮が授受される前提として、占



吉祥坊年筮



暦端裏書



吉祥坊年筮



暦端裏書

者と受け手との間のコミュニケーションが予め存在し、その関係性から得られた要望・期待などに応える形で年筮は書かれたと思われる。受け手にとつて年筮は、万人が手にする暦や「大雑書」などの出版物とは異なる、自身のためだけに知人の占者が占つたものである。暦の端裏に年筮の内容が書き写されたのは、こうした年筮の特別な意味を清水家の者が意識していたことに他ならない。

おわりに

以上、雑駁な史料紹介ではあったが、年筮文書の特徴について述べてきた。村々の旧家に残された年筮文書は、伊勢暦や「東方朔」「大雑書」といった出版された卜占書と共通する点を持ちつつも、独自の日撰び方法や特徴的な禁忌・用心事を盛り込んでいた。本稿で明らかにした年筮の特徴を幾つか列挙すると以下の通りになるだろう。

- ①正月はじまりの年筮と一年のうちの中途月（多くは五月）はじまりの年筮があること。
- ②多くの場合、正月の吉方とその年の守本尊が書かれ、一年を通じた用心事と月ごとの用心事が記されること。
- ③挙げられた用心事や禁忌は暦註でのそれとは多少異なっており、「貴人の前を慎」「近き人に心許さず」「けんか口論を慎」などの日常生活態度に関わるものが多いこと。なかでも、「公事沙汰を慎」「下人に気遣い」「牛馬に気遣い」「公用に間違いない」といった禁忌は三家の年筮を特色づけるものであり、組手代や村役人を勤め、私的には地主経営を展開していた三家の状況・立場に対して適切な内容であった。
- ④年筮には、その家の当主だけを対象にしたものと家族も対象にしたものとの二通りがあったこと。家族も対象にした年筮では、挙げられた用心事や禁忌は、各人のその家における立場や続柄をふまえた内容になっており、現実の個人に対するまなざしを年筮からくみ取ることができること。

⑤年筮のなかには「くね木」など信越地方で通用する方言も用いられており、受け取り手が住む地域の言葉に合わせて書かれていたこと。

本稿で取り上げた年筮は、尾張の陰陽師や多賀大社の坊人など、作成者はそれぞれ異なっていたが、受け手側の個性や諸事情を時に個人レベルにまで掘り下げて把握し、それに合わせて占っていたという点では共通していた。日常生活上の知恵や天候、作物の豊凶に関する知識といった一般的な事象にとどまらない、受け手にとつてのオリジナル性が年筮の最大の特徴であり、オリジナルであるが故に各家で大事に持ち続けられてきたのである。

かつて、「東方朔」や「大雑書」を題材にして、民俗事象における書物の位置づけを行った小池淳一氏は、近世における識字率の上昇と出版文化の興隆を背景にして、暦法と民間の経験知との接点に生ずる一種の結晶として貞享三年板『東方朔秘伝置文』が登場したと評し、陰陽道書『筮篋内伝』の内容をふまえた「大雑書」の登場は、陰陽道における宗教から日常の生活実践への変化——「脱宗教化」——であると評した⁶³。そして、「東方朔」と類似の民間の知識がどのような形と内容をもって流通していたのかという問題関心から、人々が「東方朔」を読み利用することは、「眼前に展開する農事を中心とした生活の経験と照らし合わせながら批判的に解読したり、自己の経験や実際に起きた出来事を追加していくこと」⁶⁴とし、そこに一種の「読書共同体」の成立を想定した。

この小池氏の見解は、識字率の上昇と出版文化の興隆を前提にした、いわば主体的な読書を高く評価するものであった。しかし、本稿で見た年筮から浮かび上がることは、そうした出版文化の展開などといった一般的動向に帰着させることのできない時代差や階層性の問題である。関家や清水家の年筮には、小農自立の進行によって家父長的大経営が解体していくその瀬戸際にあった村落上層特有の問題が間接的に表されているのであり、そこからは未だ地に落ちていない占者の権威ないし価値を読み取ることができる。「読書共同体」の成立などとは異なる文脈の、信仰の存在を前提とする上下関係的な知の流通のあり方が依然そこには示されているとも言えるだろう。

- (1) 注 木場明志他編『陰陽道叢書 3 近世』(名著出版、一九九二年)、高埜利彦「近世陰陽道の編成と組織」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢』下、吉川弘文館、一九八四年)、林淳「近世陰陽道の研究」(吉川弘文館、二〇〇五年)、梅田千尋「近世陰陽道組織の研究」(吉川弘文館、二〇〇九年)など。
- (2) 小池淳一「東方朔溯源」(『文経論叢 人文学科篇』一三三号、一九九三年)、同「東方朔目耕」(『人文社会論叢(人文学科篇)』三三三号、一九九九年)、同「書き伝えの民俗」(『信濃』五三卷二号、二〇〇一年)、橋本萬平・小池淳一編「寛永九年版大ざつしよ」(岩田書院、一九九七年)。また、思想・歴史・メディア・実践といった観点から、ひろく陰陽道研究の到達点を示したものとして、林淳・小池淳一編著『陰陽道の講義』(嵯峨野書院、二〇〇二年)がある。
- (3) 大庄屋関家文書A二六(安曇野市教育委員会寄託)。
- (4) 組手代は松本藩が慶安期に置いた百姓身分の在地支配役人であり、享保十(一七二五)年の藩主水野忠恒改易と翌年の戸田氏への支配交替によって廃止された。
- (5) 伊勢暦での記載順に方角神と禁忌を示すと、太歳神(「此方ニむかひて万よし、但木をきらす」)、大將軍(「くまで三年ふさかり」)、大陰神(「此方ニむかひてさんをせず」)、歳徳神(「万よし」)、金神、歳刑神(「むかひてたねまかす」)、歳破神(「むかひてわたしせず、ふねのりはしめす」)、歳殺神(「此方よりよめとらす」)、黄旛神(「むかひて弓はしめよし」)、豹尾神(「むかひて大小へんせず、ちくるいもとめす」となる。
- (6) 広瀬秀雄『日本史小百科5 暦』(近藤出版社、一九七八年)など。
- (7) 十二直は、「建」・「除」・「満」・「平」・「定」・「執」・「破」・「危」・「成」・「納」・「開」・「閉」の一十二語からなる。たとえば、「建」は入学・元服・柱立・出門・奴婢抱等に吉、「除」は神事・祭礼・薬調合・煤払い・針灸等に吉とされる。
- (8) 志村洋「近世前期の大庄屋制と地域社会」(『人民の歴史学』一五七号、二〇〇三年)。
- (9) 伊藤直彦氏所蔵文書写真三五八号(松本市文書館蔵)。
- (10) 大町市清水家文書A六三六五(長野県立歴史館蔵)。
- (11) 大町市清水家文書A五八四一。
- (12) たとえば元禄八年と元禄九年の作成と推定される年鑑には、それぞれ「寅歳ノ男 平右衛門様」、「寅年四拾七ノ当卦 平右衛門殿」という表題が付けられている(大町市清水家文書A五八四〇、A五八五一)。

- (13) 『日本方言大辞典』（小学館、一九八九年）
- (14) 大町市清水家文書A五八五〇。また、「一、御詔望吉日之事、当二月廿日、廿五日両日之内ハ吉日ニ御座候間、左様ニ御心得可被遣候、又ハ七月五日ハ吉日、同廿九日ニ詔詔ニ吉日也」という同様の史料もある。（大町市清水家文書A五八四九）
- (15) 前掲註(2)『寛永九年版大ざつしよ』。
- (16) 組とは、松本藩で採用された組手代（享保十一年以降は大庄屋）が受け持つ広域行政区画のことであり、一部の組を除いて、各組には一〇〜二〇ヶ村程度の村が含まれた。
- (17) 『松本市史 第四巻 旧市町村編I』（松本市、一九九五年）五九三頁以下。なお、記載された寺社・宗教者は下記の通り。並柳村医眼寺（真言宗）、平田村念称寺（浄土宗）、下神林村長久寺（禅宗）、梶海渡新田村正山寺（禅宗）、出川町村欄宜伊織、平田村山伏法寿院（当山派）、出川町村湯殿行人龍宝院、同村禅宗道心祖玄。
- (18) 『近世村落自治史料集 第一輯 松本藩松川組大庄屋清水家文書』（日本学術振興会、一九五四年）四一、四二頁。
- (19) 梅田千尋『近世陰陽道組織の研究』（吉川弘文館、二〇〇九年）四四頁。
- (20) 岸野俊彦『尾張藩社会の文化・情報・学問』（清文堂出版、二〇〇二年）一八八頁。なお、横須賀村の吉田頼母亮が天保期に尾張国中島村の者に対して金二三両という高額な金銭を貸し付けたという史料もある（『知多市誌』資料編四、一九八四年、三八一頁）。
- (21) 竹ノ内雅人『近世鳩ヶ嶺八幡宮の社会構造』（『飯田市歴史研究所年報』七、二〇〇九年）。
- (22) 『信府統記』（十九）松本領諸社記（『新編信濃史料叢書 第六巻』信濃史料刊行会、一九七三年）
- (23) 『多賀大社叢書 記録篇三』（多賀大社社務所、一九七九年）二九頁。
- (24) 菊池武『多賀大社の本願と坊人』（『印度学仏教学研究』三一巻二号、一九八三年）、『日本歴史地名大系 二五 滋賀県の名』（平凡社、一九九一年）「多賀大社」の項。
- (25) 『多賀大社叢書 記録篇三』一四一頁。
- (26) 『多賀大社叢書 記録篇三』一四九、一五〇頁。
- (27) 戦国期の多賀大社本願不動院を研究した工藤克洋氏によれば、本願の存立基盤である聖・山伏の統括権は、多賀社内部ではなく、外部の戦国大名や聖護院によって保障されており、不動院の経済基盤は地方に在住する聖・山伏を含めた形で成り立つものであったという（工藤克洋『聖・山伏がうみだした戦国期の本願』『年報中世史研究』三五号、二〇一〇年）。

(28) 明科村関家に残された日記も上一本木村清水家に残された日記も、享保十年以前のもは全て御用日記であり、村を訪れた勸進宗教者などに関する私的な記事はほとんど見つけられない。

(29) 享保十六年「万覚書」(大庄屋関家文書三二)。

(30) 清水家の多賀社への篤い信仰心は、清水虎之助が元禄十三年に書いた次の史料からも窺うことができる(大町市清水家文書A五八四八)。

御立願之覚

一、八幡様江^{十五夜}当歳五月九月十一月御月待可仕候、并ニ金弓一挺御立願ニ掛ケ可申候

一、大日様江当歳之内、毎月廿日待可仕候

一、不動様江当歳之内ニ参渡り可仕候

一、当所氏神様江参渡り可仕候

一、当所如来様江^カ堂之波損仕り指上ケ可申候

一、多賀大明神様江麻始屋指上ケ可申候、御多賀□坊様へ上ル

一、太神宮様江十五歳ニ罷成り参渡り可仕候

以上

願主 清水虎之助

元禄拾三歳辰ノ五月十五日

敬白

(31) 大町市清水家文書B四一一。

(32) 大町市清水家文書B五八四五。

(33) 小池淳一「陰陽道から大雑書へ」(前掲註(2)『陰陽道の講義』所収)。

(34) 小池淳一「東方朔日耕」。